

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の
平成19年度の業務実績の評価結果

平成20年8月18日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成19年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、日本障害者雇用促進協会の業務に国及び(財)高年齢者雇用開発協会の業務の一部を加えて、高齢者等及び障害者の雇用支援を一体的に実施する組織として、平成15年10月に新たに発足したものである。

今年度の機構の業務実績の評価は、平成15年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成15年10月～20年3月）の最終年度の達成度についての評価である。

当委員会では「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成18年度までの業務実績の評価において示した課題等、さらには、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見や取組方針も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成19年度業務実績全般の評価

平成19年度は、独立行政法人整理合理化計画の前倒し実施や都道府県協会の組織体制の効率化、人件費削減、一般管理費節減などによる経費節減、顧客本位のサービスの向上について、機構が主体的に改革に取り組んだ結果、業務実績は年度計画にある数値目標をほとんどすべての項目において上回るなど、着実に実績を上げている。

これらを踏まえると、平成19年度の業務実績については、当機構の設立目的である「高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する」に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できるが、次の点に留意する必要がある。

- ① 今後の数値目標の設定に当たっては、これまでの達成状況等を踏まえつつ、より適正な指標・水準の設定に努めるとともに、成果内容等を的確に把握するため更なる工夫・改善を図る必要がある。
- ② 高齢者や障害者の雇用支援がますます重要になるのに伴い業務が増大する中、給与以外の面で職員のモチベーションを維持・向上させるための取組を推進する必要がある。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化について

業務運営体制については、地域障害者職業センターの管理業務の集約化など独立行政法人整理合理化計画を可能な事項は前倒しで実施するとともに、新たに11都道府県協会の統合を図るなど、効率化に取り組んでいる点は高く評価できる。

また、経費節減等については、人件費及び一般管理費・業務経費について目標を上回る節減を実現している。特に人件費については、平成18年度に引き続き、地域手当等の見直しを内容とする給与制度改革を新たに実施し、「行政改革の重要方針」による人件費削減目標を上回る節減を3年前倒しで達成したことは高く評価できる。

都道府県協会への業務委託については、去年の当委員会からの指摘を受けて、都道府県協会の組織再編を迅速に進め、高齢及び障害の両部門の統合効果の発揮に努めるとともに、経費の見直しや経理監査体制の強化などによる委託額の適正化を進め、業務について目標を上回る成果を上げる一方で、委託費について平成18年度に比べ5億円強、6.7%の節減を達成していることなどから、妥当な内容であると評価する。

給付金・助成金の1件当たりの平均処理期間については、平成18年度に引き続き、審査業務の効率化、システム改修等の取組により前年度実績を大幅に短縮するとともに、職業リハビリテーション業務に係る業務・システムについて、最適化計画を策定したことは評価できる。今後は、最適化計画に基づき、職業リハビリテーション業務の一層の効率化が進むことが期待される。

(2) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について

① 関係者のニーズ等の把握や雇用情報等の提供等

業務の質向上については、労使代表、障害者代表及び学識経験者から構成される評議員会を開催して、関係者のニーズ等の把握に努めるとともに、業績評価に当たっては、内部評価委員会と外部評価委員会との2本立てで実施することなどにより、PDCAサイクルの徹底を図り、業務の改善に着実に取り組んでいることは評価できる。

また、高齢者等や障害者の雇用情報等の提供に当たっては、内容の充実、利便性の向上などによりホームページのアクセス件数が目標を大幅に上回って増加しているが、ホームページ以外の広報手段についても一層の充実が期待される。

② 高齢者等雇用支援業務

高齢者雇用に係る事業主等に対する給付金の支給業務については、迅速な情報提供等を行うとともに、不正受給防止対策の強化等を着実に進めており評価できる。今後は、これら取組への一層の努力が期待される。

事業主等に対する相談・援助については、高齢者雇用アドバイザー等による相談・援助に対する利用者の満足度は高く、各種講習受講者に対する追跡調査の実施などにより実践的な研修や講習を提供するなど、サービスの向上が図られている。今後は、高齢者雇用アドバイザーについて、的確な評価を行い、その質の向上を図るための方法について検討していくことが期待される。

調査研究については、仕事能力把握ツールの Web 化や高齢者の能力活用のための企業との共同による先駆的モデルの構築など、質の高い取組がなされている。「70歳まで働ける企業の実現」に向け、これに関して一層充実した取組が期待される。

高齢者雇用に関する啓発広報活動については、高齢者雇用フェスタにおいて公開シンポジウムなど多彩な手法による情報提供に取り組み、高齢者の雇用問題について参加者の理解向上に成果を上げたほか、定期刊行誌「エルダー」についても、目標とする発行部数を達成し、読者から高い評価を得ている点は評価できる。

高齢期雇用就業支援コーナーにおける中高年齢者に対する相談・援助については、土日・夜間相談を前年度に比べほぼ倍増させるとともに、団塊世代等向けの相談会を新規に行うなど、高齢期雇用就業支援がきめ細かく行われており評価できる。

③ 障害者雇用支援業務

地域センター業務については、ハローワーク、地域の支援機関と連携すること等により職業リハビリテーションの対象者数が26,496人と過去最高を記録し、ジョブコーチ支援事業についても目標を上回るなどの成果を上げている。現下の重点課題である発達障害者や精神障害者の雇用支援に精力的に取り組み、サービスの向上を図っていることは評価できる。今後においては、支援ニーズの的確な把握に努め、その充実を図っていくことが期待される。

人材の育成については、地域における職業リハビリテーションネットワークの形成・整備の強化が図られるとともに、研修の評価に受講者に加えその所属長を調査対象とする重層的システムが導入される

など、目標達成のための努力がみられ、評価できる。今後とも、地域における就労支援ネットワークの構築のための人材育成を図るなど、一層の取組を期待する。

職業リハビリテーションに関する調査研究については、外部等から高い評価を受けるとともに、インターネットの活用等を通じて成果の共有、活用が進められており評価できる。今後は開発された支援ツールの有効性の検証等についても取り組むことが期待される。

障害者職業能力開発校については、職業的重度障害者の受入れを積極的に進めており、修了者等の就職率についても数値目標を大幅に上回っており評価できる。引き続き、就職困難性の高い障害者に対して積極的に訓練を実施することに努めるとともに、より有効な訓練技法の開発に向けた取組を期待する。

納付金関係業務については、納付金の収納率等については前年度を上回り引き続き高水準の数値目標が達成されているが、今後とも、事業主の利便性向上を図りつつ、収納業務の高水準維持に努める必要がある。

納付金制度に基づく助成金業務については、迅速な情報提供等を行うなど事業主の利便性向上に努めているほか、不正受給防止対策の強化等に着実に取り組んでおり評価できる。

障害者雇用に関する調査研究については、目標数の研究テーマを実施し評価も得ているが、今後は、事業主において一層活用されるような実践的な研究及び成果の提供が行われることが期待される。

障害者雇用に関する相談・援助については、障害者雇用管理等講習におけるオーダーメイド講習の実施などサービス向上の努力が見られ評価できる。

障害者雇用に関する啓発事業については、障害者ワークフェアについて過去最多の来場者数を記録する等の成果を上げたほか、啓発誌「働く広場」についても読者から高い評価を得ている。

障害者の技能に関する競技大会（アビリンピック）については、史上初めて技能五輪国際大会と同時開催し、比類なき成功をおさめ、障害者問題やユニバーサル社会の実現の重要性について広く国内外に訴えるとともに、障害者自らの働くことへの動機付け、さらには障害者雇用に対する国民の理解の深化を図る上で極めて有意義な機会であったと大いに評価できる。今後においては、大会の開催を通じて得られた海外とのネットワークを維持・拡大していくことが期待される。

(3) 財務内容の改善等について

予算執行等については、中期目標に沿って適切に実施されており、障害者雇用納付金に関する積立金については、安全かつ効率的な運用を図るため、その一部について、引当金として流動性を確保しつつ金銭信託による国債運用を行っている。

なお、平成18年度においては、305百万円の累積欠損額が生じていたところであるが、当該欠損金は、平成16年度決算における勘定間の帳簿上の処理として発生したものであり、新たな国庫負担を生じるものではなく、平成19年度決算において適切に処理され、解消している。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等への対応について

① 給与水準の適切性等について

機構の対国家公務員指数は、地域差及び学歴差を調整した後の指数で104.9であるが、機構においては、人件費について、平成18年度に引き続き、地域手当、職務手当等についておおむね国より低い水準に見直す新たな取組を行うなど、更なる給与制度改革を実施し、「行政改革の重要方針」による人件費削減目標を上回る節減を達成している。

これを踏まえ将来見通しを試算すると、地域差及び学歴差を調整した後の指数は、平成22年度以降100.3程度となると見込まれ、機構における給与水準適正化に向けた取組は評価できる。今後は、こうした取組が着実に実施されるよう引き続き努力することが期待される。

② 随意契約の適正化について

会計規定等の見直しにより、随意契約によることができる範囲の限定やすべての契約情報の公表化を図るなど、一般競争入札等の拡大に努めた結果、随意契約は平成18年度の333件から、223件へと33.0%減少している。

平成19年12月には、随意契約見直し計画を策定し、都道府県協会等への業務委託に関するものも含めすべての随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、平成22年度までの早期に一般競争入札等の競争性のある契約形態に移行することとされたところであり、今後は、その着実な実施が期待される。

③ 目的積立金について

目的積立金に計上できる利益は発生せず、運営費交付金債務残高を収益化した利益については、平成20年7月、全額国庫に納付されたところである。

④ 保有資産について

移転により不要となった富山・石川両障害者職業センターの跡施設等について、利用する見込みがないことから、資産の有効活用を図るため財産処分を行うこととされたが、妥当であると考え。今後、国の承認が得られ次第、適正かつ有効に処分されることを期待する。

⑤ 官民競争入札の活用状況について

「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)別表に基づき、「高齢期雇用就業支援コーナー」業務について、民間競争入札を実施することとしたことは評価できる。

平成20年5月、入札の対象等を定める民間競争入札実施計画案が策定されたところであり、今後は、具体的な実施内容についての検討が進められ、民間競争入札が円滑に実施され、当該業務が効果的に運営されるよう期待する。

⑥ コンプライアンス体制の整備状況等について

理事長の指示の下、総務部が機構各部、各センターに対し、コンプライアンス確保のための指導、助言、報告等を行うとともに、平成20年1月には、理事長の下に独立した監査室を新設しコンプライアンスに関する厳正な監査を行わせることにより、2元構造のコンプライアンス体制を確立するなど、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでおり評価できる。今後は、このコンプライアンス体制が有効に機能するよう一層の努力を期待する。